

当事業所では、2024年6月の診療報酬改定に伴い以下の通りの対応を行っております。

●医療DX推進体制整備加算について

オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を実際に活用できる体制を整備していること。また電子処方箋及び電子カルテ情報共有サービスを導入し、医療DXに対する体制を確保していることを評価するものとなっています。

- (1) オンライン請求をおこなっています。
- (2) オンライン資格承認を行う体制を有しています。
- (3) 医師が電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室等で閲覧または活用出来る体制を有しています。
- (4) 電子処方箋を発行する体制については、現在発行できるよう対応中です

(経過措置：2026年3月31日まで)

- (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用出来る体制について現在対応をすすめています。

(経過措置 2026年9月30日まで)

- (6) マイナンバーカードの健康保険証利用について実績を一定程度有しています。
- (7) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うことについて、医療機関の見やすい場所に掲示しています。
- (8) (7)の掲示事項について原則としてウェブサイトに掲載しています。

●医療情報取得加算について

当事業所は、オンライン資格確認（マイナ保険証）が利用できる体制を整えています。オンライン資格確認により、診察室内にて必要な診療情報（受診歴や薬剤情報、特定健診情報等）を取得し、活用することでより質の高い医療の提供に努めています。

受診時の保険証確認はごマイナ保険証にて確認させていただくこととなりますので、ご了承ください。

●投薬についてのお知らせ

当院では、患者様の状態に応じ

- ・28 日以上の長期処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

上記のいずれも対応可能です

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、患者様の病状に応じて、医師の判断となります。

【参考】保健医療機関及び保健医療用担当規則（厚生労働省）第 20 条第 2 号
投薬へ投薬量は、予見することができる必要期間に従ったものでなければならない。この場合において、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに 1 回 14 日分、30 日分又は 90 日分を限度とする。